

## 当法人における処遇改善への取り組みについて

### 1. 福祉介護職員等特定処遇改善加算について

令和元年度の障害福祉サービス報酬改定において、福祉介護職員の確保・定着に繋げていくため、現行の処遇改善加算に加えて、経験・技能のある福祉介護職員の更なる処遇改善を目的として特定処遇改善加算を支給する制度です。

### 2. 取得の要件

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得するための要件は4種類あります。

- ①配置等要件                   福祉専門職員配置等加算を算定していること
- ②現行加算要件               従来の処遇改善加算のⅠⅡⅢのいずれかを取得していること
- ③職場環境等要件           「資質の向上」「労働環境・処遇改善」「その他」の区分ごとにそれぞれ1つ以上の取り組みを行っていること
- ④見える化要件               特定処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページ等の掲載等により公表していること

### 3. 賃金改善の対象となるグループ

当法人における特定処遇改善加算により増えた事業収入を配分する方法として、福祉介護職員を下記の基準にてaとbの2つのグループに分けます。そしてaグループの賃金改善見込み額の平均がbグループの2倍以上であること、aグループのうち1人以上は月額平均8万円以上または賃金改善後の年間収入が440万以上になることが条件となります。

#### a. 経験・技能のある障害福祉人材

##### 経験の条件

⇒当法人におけるサービス管理責任者、職業指導員、生活支援員、目標工賃達成指導員（いずれも常勤職員に限る）としての勤務年数及び他法人における福祉介護職員等（常勤職員としての期間に限る）としての勤務年数を合わせて10年以上であること

##### 技能の条件

⇒下記のいずれかの要件に該当すること

- ・福祉介護職員のうち介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者
- ・心理指導担当職員（公認心理士含む）
- ・サービス管理責任者（事業所に選任されている者）
- ・児童発達支援管理責任者（事業所に選任されている者）
- ・サービス提供責任者（事業所に選任されている者）

#### b. 他の障害福祉人材

経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員、心理指導担当職員（公認心理士含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者

#### 4. 当法人の取り組みについて

##### 【資質の向上】

- ・当法人として社会福祉士及び精神保健福祉士の資格取得率の向上に取り組んでおり、資格取得の為の支援として勤務シフトの調整や通学にかかる交通費及び受講料の援助(10%を上限)を実施しています。
- ・業務に関連する各種講習会や研修(サービス管理責任者研修・工賃向上・虐待防止等)に積極的に参加できるように支援しています。
- ・非常勤職員に対しても事業所内研修の機会を設けることで、利用者に対する支援力向上に努めています。

##### 【労働環境・処遇の改善】

- ・雇用管理改善のため、労働法規に関する研修受講等により雇用管理改善対策の充実を図り、年次有給休暇や育児及び介護休業の取得を推進しています。
- ・育児あるいは介護との両立を図りながら働くことができるように、育児・介護休業等に関する規則の内容の充実を図っています。子の看護休暇や介護休暇については取得しやすいように時間単位での取得を認めています。
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在を明確化しています。
- ・ミーティング等により、個々の福祉職員の気づきを踏まえた支援内容や勤務環境の改善に努めています。
- ・年1回の健康診断の他、必要に応じて面談等を行い、職員に対する心身の健康管理に努めています。

##### 【その他】

- ・障害を有する方や高齢の方でも働きやすい職場環境構築のため、勤務シフトの調整等様々な配慮を実施しています。
- ・非正規職員から正規職員への転換を奨励しています。
- ・職員の増員による業務負担の軽減を図っています。